

<p>件名</p>	<p>原油価格高騰対策について</p>
<p>経緯</p>	<p>最近における原油価格の急激な高騰に伴い、県民生活や産業活動への影響が懸念されている。</p> <p>こうした中、国においては、「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を開催し、12月25日に緊急対策を具体化・公表した。</p> <p>県においても、国の動向や県内の実情等に関する情報収集・共有、対応の検討に当たるため、12月19日に「原油価格高騰対策庁内連絡会議」を立ち上げ、対策のとりまとめを行ってきた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 原油価格高騰対策庁内連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長：知事政策室 政策参事 ・構成員：関係各部 企画調整主幹等(10名) ・第1回会議：12月20日(木)開催 ・第2回会議：1月8日(火)開催 </div>
<p>内容</p>	<p>対策の概要 項目数：20項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業者に対する業種横断的支援(8項目) 2. 業種別支援(7項目) 3. 生活困窮者に対する支援(2項目) 4. 省エネルギー対策への支援(3項目) <p>主要な新規対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商工業振興資金による金融支援 <ul style="list-style-type: none"> ・原油高騰により業績が悪化している中小企業を金融面から支援するため緊急融資の創設及び経済変動対策融資の拡充を行う。 (2) 施設園芸等に係る原油価格高騰緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化に取り組む農業団体・営農集団に対し、必要経費に補助を行う。 (3) 下請取引の適正化についての要請 <ul style="list-style-type: none"> ・県内製造業の親事業者に対し、下請取引の適正化や下請事業者への配慮を文書で要請する。 <p>現時点における本県の対策を、別紙「原油価格高騰対策一覧」のとおり取りまとめた。</p> <p>対策の内容及び県民相談窓口に関する情報は、県ホームページにより公表する。</p>

【問い合わせ先】
知事政策室 (TEL 055-223-1553)

山梨県における原油価格高騰対策一覧

事業等の名称	新規・継続	事業等の概要	担当部課名
1. 中小企業者に対する業種横断的支援			
商工業振興資金による中小企業金融対策	新規	原油高や原材料高により業績が悪化している中小企業者を金融面から支援するため、「原油・原材料価格高騰対策緊急融資」を創設するなど、商工業振興資金の見直し(詳細別紙のとおり)	商工労働部商業振興金融課 055-223-1538
下請取引の適正化についての要請	新規	製造業に係る親事業者(約1,200社)に対して、下請取引の適正化及び下請事業者への配慮等を要請	商工労働部工業振興課 055-223-1541
下請適正取引推進センターの整備検討	新規	国が整備予定の下請適正取引推進センターについて、都道府県ごとの設置となる場合は、(財)やまなし産業支援機構に本県センターの整備を検討	商工労働部工業振興課 055-223-1541
窓口・相談体制の整備	継続	県庁商業振興金融課及び山梨県信用保証協会において相談窓口を設置し、金融相談を実施	商工労働部商業振興金融課 055-223-1554
	継続	各産業支援団体(中小企業団体中央会、商工会連合会、甲府商工会議所及び富士吉田商工会議所)において、経営相談を実施	商工労働部商工総務課 055-223-1533
	継続	(財)やまなし産業支援機構に設置している中小企業サポートセンターにおいて、下請取引に関する相談、斡旋等を実施	商工労働部工業振興課 055-223-1541
	継続	(財)やまなし産業支援機構において、下請取引の過程で生じた法律的な問題について顧問弁護士により専門的に対応	商工労働部工業振興課 055-223-1541
	継続	下請取引に関する紛争解決のため、県・中小企業指導機関等で構成する「取引適正化・苦情紛争処理委員会」において調停を実施	商工労働部工業振興課 055-223-1541
2. 業種別支援			
【土木・建設業関係】			
土木工事標準積算基準の徹底	継続	森林環境部、農政部、土木部所管の工事の発注に際して、毎月更新される最新の資材価格等を使用して予定価格を算出	森林環境部治山林道課 055-223-1660 農政部耕地課 055-223-1625 土木部技術管理室 055-223-1681
公共建築工事積算基準の徹底	継続	県有建築物の営繕工事の発注に際して、毎月更新される最新の資材価格等を使用して予定価格を算出	総務部営繕課 055-223-1400

【農業関係】			
施設園芸等に係る原油価格高騰緊急対策事業	新規	原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立するため、施設園芸等における省エネルギー化を推進するための緊急的な対策として、農業団体等が行う省エネルギー化の取組に対し補助（詳細別紙のとおり） 【補助総額 15百万円】	農政部果樹食品流通課 055-223-1600
相談窓口の設置	新規	農業者からの技術対策や制度資金に関する問い合わせに的確・迅速に対応するため、農務事務所、果樹試験場等7カ所に相談窓口を設置するとともに、農協、市町村、金融機関等に周知	農政部農業技術課 055-223-1616
やまなし果樹産地施設整備事業等	継続	国の強い農業づくり交付金を活用し、農業団体等を対象に、施設園芸の省エネルギー化の取組や省エネルギー型の農業機械の導入に対し補助	農政部果樹食品流通課 055-223-1600
省エネ対策の徹底	継続	農業者向けチェックシートにより省エネ対策の確認を容易にするとともに、省エネ対策に関する資料を作成し、普及指導員や営農指導員を通して技術対策を徹底	農政部農業技術課 055-223-1616
【生活衛生業関係】			
生活衛生関係営業者に対する相談	継続	関係相談窓口において、国民生活金融公庫の融資制度等の情報提供その他経営全般について相談指導を実施	福祉保健部衛生業務課 055-223-1488
3. 生活困窮者に対する支援			
生活保護法に基づく生活扶助	継続	生活保護受給者に対し、通常の基準生活費に加え、暖房等の費用として11月から3月まで冬季加算を支給	福祉保健部児童家庭課 055-223-1444
生活福祉資金貸付制度	継続	県及び市町村社会福祉協議会を通じて生活福祉資金の貸付制度の周知を図り、制度活用を促進 【H19予算額 31.2百万円】	福祉保健部福祉保健総務課 055-223-1443
4. 省エネルギー対策への支援			
環境にやさしいバス普及促進事業	継続	路線バス事業者を対象に、CNGバスやハイブリッドバスの低公害バスの導入に補助 【H19予算額 12.5百万円】	森林環境部大気水質保全課 055-223-1508
工業技術センターによる技術相談	継続	省エネルギーに関する技術的な問題について、センター研究員が相談に応じ、支援を実施	商工労働部工業振興課 055-223-1541
中小企業サポートセンターによる専門家派遣	継続	中小企業が抱える省エネルギー等の課題解決のため、技術士、中小企業診断士等の専門家を派遣	商工労働部工業振興課 055-223-1541

原油価格高騰等に伴う中小企業金融対策

原油・原材料価格の高騰や売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を金融面から支援するため、原油・原材料価格高騰対策緊急融資を創設するなど商工業振興資金の見直しを行う。

制度の周知と相談体制の整備について、金融機関をはじめ関係団体に対し協力要請を行う。

1 商工業振興資金の見直し

新 原油・原材料価格高騰対策緊急融資の創設

原油・原材料価格の高騰や売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者に対する融資を創設

貸付限度額 4千万円

金 利 5年以内 1.7%
10年以内 1.9%

償還期間 10年以内

貸付要件 (1)原油・原材料高により、最近3ヶ月の売上高に占める仕入価格の割合が前年同期に比べ増加
(2)最近3ヶ月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少

経済変動対策融資の拡充

建設業など国が指定する特定不況業種を対象とする経済変動対策融資について、貸付限度額拡充等の条件緩和を行う。

貸付限度額 4千万円 (現行 2千万円)

金 利 5年以内 1.5% (現行 1.6%)
10年以内 1.7%

償還期間 10年以内 (現行 7年以内)

貸付要件 (1)国が指定する特定不況業種で売上原価の20%以上を占める石油製品等の価格が20%以上上昇し、最近3ヶ月の売上高に占める仕入価格の割合が前年同期に比べ増加
(2)国が指定する特定不況業種で最近3ヶ月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少

2 金融機関等への要請

金融機関に対して、中小企業者からの融資の相談に応じるとともに、県の制度融資の積極的な活用等について要請を行う。

また、商工団体に対して、積極的な制度の周知、相談体制の充実等の協力要請を行う。

3 実施予定時期

平成20年 1月 11日(金)

< 参考 >

< セーフティネット保証制度 > 中小企業信用保険法の第2条第4項（第1～6号）

取引先企業等の倒産、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証枠とは別枠で保証を行う制度。

保証協会の100%保証が受けることができ、保証協会は、代位弁済時に保険金80%、信用保証協会連合会から16%の損失補てんあり。

< 特定不況業種 > 中小企業信用保険法 第2条第4号第5号 国指定

113業種 平成20年1月1日現在

（主なもの）

【建設業】

一般土木建築工事 土木工事 建築工事 大工工事 とび工事 鉄骨工事・鉄筋工事
石工・れんが・タイル・ブロック工事 左官工事 板金工事 塗装工事 内装工事
ガラス工事 金属製〔木製〕建具工事 屋根工事 防水工事 電気工事 管工事

【製造業】

ねん系製造業 絹織物業 織物製〔ニット製〕外衣・シャツ製造業 一般製材業
単板・合板製造業 集成材製造業 銘板・銘木製造業 強化プラスチック製容器・浴
槽等製造業 板ガラス加工業 生コンクリート製造業 コンクリート製品製造業
砕石製造業 建築〔建設〕用金属製品製造業 他

【運輸業】

一般貸切旅客自動車運送業（観光バス） 一般貨物自動車運送業 他

【卸売・小売業】

木材・竹材卸売業 鉄鋼卸売業 酒類卸売業 家具小売業 酒小売業 他

【鉱業】

砂・砂利・玉石採取業

【サービス業ほか】

建物売買業 旅館・ホテル 建築設計業 測量業 地質調査業 クリーニング業 他

< 国の施策 >

原油価格上昇に伴う関連中小企業者対策（中小企業庁 H19.11.27 等）

- ・ 政府系金融機関からの借入金に係る既往債務に関し、個々の中小企業者の実情に応じて返済条件緩和を実施
- ・ 政府系金融機関、民間金融機関に対し、原油等の価格上昇に伴う影響に配慮するよう要請
- ・ セーフティネット保証（5号）の追加指定（H19.12.18～ 普通洗濯業等4業種）

改正建築基準法の施行に関する追加措置（経済産業省 H19.10.9 等）

- ・ 特別相談窓口の設置
政府系金融機関、信用保証協会、主要商工会議所・商工会等に特別相談窓口を設置
- ・ セーフティネット貸付の実施
政府系金融機関の経営環境変化対応資金における条件緩和等
- ・ 既往債務の返済条件緩和の対応
政府系金融機関において、返済猶予等、既往債務の条件変更について実情に応じて対応
- ・ セーフティネット保証（5号）の追加指定
（H19.11.27～ 建築工事業等15業種、H19.12.18～ とび工事業等20業種）

施設園芸等に係る原油価格高騰緊急対策事業

農政部

1 目 的

原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立するため、施設園芸等における省エネルギー化を推進するための緊急的な対策を講ずる。

2 採択要件

採択を受けるためには、以下の要件を満たすこと

- ・ 受益農家が3戸以上であること。
- ・ 共同利用を確保するため、資材の共同購入、所有の明確化、共同管理の全てを実施すること。
- ・ 導入する施設・機械等に関する「施設園芸等省エネルギー化推進計画」を策定すること。

3 補助対象

温室内の保温性を高めるための外張りの多重化（例：1重被覆 2重被覆）
及び内張りの多層化（例：2層カーテン 3層カーテン）

温度管理をきめ細かく行うための多段式サーモ装置の整備

温室内の温度ムラを抑えるための循環扇の整備

光合成促進と補助暖房効果のあるプロパン燃焼装置の整備

省エネ型施設や高効率暖房機、暖房機に設置するヒートポンプの整備

～ のほか、省エネ対策に対応した資材、機械等で特に必要と認められるもの

4 補助先、補助率

補助先：農業団体、営農集団（3戸以上）

補助率：1/2以内

5 事業規模

総事業費 50万円以上（国と同様）

6 補助金額

15,000千円（総事業費30,000千円）

7 事業実施主体

農業団体、営農集団（3戸以上）

8 事業実施期間

平成19年度限り

9 補助金交付申請期間

平成20年1月9日（水）～1月31日（木）